

ID: 234

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	医療費の助成
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例 第8条第2項
例 規 番 号	昭和48年条例第4号
【根拠条文】 (助成の方法) 第8条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、対象者に助成する額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (助成の範囲) 第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。 (1) 乳児 乳児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額 (2) 幼児等及びこども 幼児等及びこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる幼児等及びこどもの区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 幼児等若しくはこども(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)であつて、幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの扶養義務者で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満である場合 被保険者等負担額に相当する額 (イ) (ア)に掲げる幼児等若しくはこども以外の幼児等又はこども 被保険者等負担額に相当する額から、保険医療機関等ごとに1日につき800円を一部負担金として控除(同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。)した額 イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額 (3) 高齢期移行者 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、第3条第1項第2号アの区分Ⅰに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、	

その額が8,000円を超えるときは8,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が15,000円を超えるときは15,000円とし、同号イの区分Ⅱに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

- (4) 障がい者 障がい者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(障がい者及びその配偶者並びに障がい者の扶養義務者で主としてその障がい者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(障がい者及びその配偶者並びに障がい者の扶養義務者で主としてその障がい者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。

- (5) 高齢障がい者 高齢障がい者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者で主としてその高齢障がい者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者で主としてその高齢障がい者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。

- (6) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合にあつては被保険者等負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあつては高確法の一部負担金に相当する額から、それぞれ次の額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円(母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は費用額の100分の10に相当する額とし、高確法の給付が行われた場合は高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(いずれも保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円(母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、前項第2号ア(イ)及び第4号から第6号までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- 3 市長は、第1項第2号ア(イ)及び第3号から第6号までの一部負担金について、対象者が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として当該一部負担金を助成することができる。

標準処理期間	50日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日